

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二
条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度

(平成二十九年五月二十九日)

(／内閣府／総務省／告示第二号)

改正 令和 六年 五月二四日／デジタル庁／総務省／告示第二三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主
務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第六十
条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律（平成二十五年法律第二十七号）第二十二條第一項の規定により提供すべき情報の属する
年度を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二
条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八
号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）
第百七十六条の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（以下「法」という。）第二十二條第一項の規定により提供すべき情報の属する年度は、特
別の事情がある場合を除き、情報の提供の求めがあった時点における当該情報に係る最新の
内容の属する年度以前の五年度とする。

附 則

この告示は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年五月三十日）か
ら施行する。

附 則 （令和六年五月二四日／デジタル庁／総務省／告示第二三号）

この告示は、令和六年五月二十七日から施行する。